

財務諸表に対する注記

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法によっている。
- 3 固定資産の減価償却の方法
該当なし
- 4 引当金の計上基準
退職給付引当金
職員の退職による退職手当に備えるため、退職給与の支給に関する基準に基づく期末要支給額を計上している。
- 5 リース取引の処理方法
賃貸借取引による会計処理を行っている。
- 6 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は税込方式によっている。

(貸借対照表の注記)

- 1 鳥取市に対する主な資産及び負債
未払金・・・・・・・・・・ 0 円
長期借入金・・・・・・・・ 1,702,385,761 円
- 2 長期借入金のうち金融機関からの借入金には鳥取市による債務保証が付されています。

事項	期間	限度額
鳥取市土地開発公社借入金の損失補償	令和5年度	鳥取市土地開発公社が、鳥取市河原町布袋工業団地用地を取得し整備するために金融機関から借り入れる資金665,000千円並びに当該借入資金に対する利子相当額の合計額を限度として補償する。
鳥取市土地開発公社借入金の損失補償	令和5年度	鳥取市土地開発公社が、鳥取市河原町布袋工業団地用地を取得するために金融機関から借り入れる資金1,150,000千円並びに当該借入資金に対する利子相当額の合計額を限度として補償する。
鳥取市土地開発公社借入金の損失補償	令和5年度	鳥取市土地開発公社が、若葉台地内新工業用地（若葉台北工業用地）・つのいニュータウン工業用地（新都市工業用地）・三津工業用地・新津ノ井工業用地・河原インター山手工業団地用地を取得造成し管理するために金融機関から借り入れた資金及び市町村合併に伴い解散する河原町土地開発公社が保有する資産を取得するために金融機関から借り入れた資金4,921,054千円並びに当該借入資金に対する利子相当額の合計額を限度として補償する。

事項	期間	限度額
鳥取市土地開発公社 借入金の損失補償	令和5年度	鳥取市土地開発公社が、湯川住宅団地用地を取得するために金融機関から借り入れた資金184,656千円並びに当該借入資金に対する利子相当額の合計額を限度として補償する。
鳥取市土地開発公社 借入金の損失補償	令和5年度	鳥取市土地開発公社が、望町団地用地を取得するために金融機関等から借り入れた資金61,151千円並びに当該借入資金に対する利子相当額の合計額を限度として補償する。
市道扇幸町1号線道路 整備事業	令和元年度～ 令和6年度	528,291千円

(損益計算書の注記)

1 鳥取市との間における取引高

あっせん等事業収益

職員派遣事業	8,731,903 円
住宅団地分譲事業	8,224,000 円
新工業団地整備事業調査業務	4,400,000 円